



令和3年度軽自動車税（種別割）

令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され、「軽自動車税（環境性能割）」が新設されました。これに伴い、軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」へと名称が変更されています。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所

令和3年度 軽自動車税（種別割）

車両区分	税率（年税額）
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	51～90cc 2,000円
	91～125cc 2,400円
	ミニカー 3,700円
小型特殊自動車	農耕用 2,400円
	その他 5,900円
軽二輪 (126～250cc)	3,600円
二輪の小型自動車 (251cc～)	6,000円

令和3年度 三輪・四輪の軽自動車税（種別割）

区分		旧税率	標準税率	軽課税率（グリーン化特例）※1		重課税率		
		初度検査年月が平成27年3月以前の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	電気自動車など（75%軽減）	燃費性能が大きく優れている車両※2（50%軽減）	燃費性能が優れている車両※3（25%軽減）	初度検査年月から13年経過した車両※4	
三輪		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円

※1 軽課税率（グリーン化特例）

令和2年度中に最初の新規検査を受けた軽自動車（三輪以上）で、環境負荷の小さいものについて、「軽自動車税のグリーン化特例」を適用し、令和3年度に限り税率を軽減します。

※2 燃費性能が大きく優れている車両

乗用 ★★★★★で令和2年度燃費基準+30%達成車
貨物 ★★★★★で平成27年度燃費基準+35%達成車

有者などに課税されます。4月2日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。

軽自動車税（種別割）の減免申請

次の①②のいずれかに該当する軽自動車などは、納期限までに申請をすると軽自動車税（種別割）が減免されます。なお、減免は普通自動車を含め1人1台に限ります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車など（一定要件は、役場にお問い合わせください）。
- ②その構造がもっぱら障がい者などの利用に供するものである軽自動車など。

■必要書類

障害者手帳など、マイナンバーカード、運転免許証、印鑑、納税通知書

※3 燃費性能が優れている車両

乗用 ★★★★★で令和2年度燃費基準+10%達成車
貨物 ★★★★★で平成27年度燃費基準+15%達成車
★★★★★とは、ガソリン車、ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準75%低減達成車。

※4 令和3年度では、初度検査年月が平成20年3月以前の車両。